

平成19年8月3日

特殊法人等の役職員の給与等の水準(平成18年度)[概要]

- 行政改革推進本部事務局において、特殊法人等(20 法人^(注))の役職員の給与水準等について、各法人及び主務大臣の公表結果(平成18年度分(平成19年7月2日までに公表))を取りまとめ、公表するもの。
- 特殊法人等については、総人件費改革の一環として、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、国家公務員に準じて平成18年度以降5年間で5%以上の人員の純減又は人件費の削減を基本とする取組を行うこととされているとともに、法人の透明性を一層高める観点から、各法人及び主務大臣はその給与水準について国家公務員との比較を公表することとされている。

(注) 沖縄振興開発金融公庫、総合研究開発機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、公営企業金融公庫、国民生活金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、日本銀行、放送大学学園、農林漁業金融公庫、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、農水産業協同組合貯金保険機構、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、住宅金融公庫、(財)日本船舶振興会

1. 常勤役員の報酬の支給状況(平均)

	平成17年度	平成18年度	対前年度差	対前年度比
	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
法人の長	22,764	22,347	△ 417	△ 1.8
理事	18,694	18,605	△ 89	△ 0.5
監事	14,864	14,948	84	0.6

2. 職員の給与水準

	対象人数	年間平均給与	対国家公務員指数 ^(注)		
	平成18年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	対前年度差
	(人)	(千円)			
事務・技術職員	18,830	8,184	128.9	130.4 (128.0)	— (△0.9)
研究職員	59	11,115	137.0	136.8 (137.5)	— (0.5)

(注) 対国家公務員指数については、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与等の水準の公表方法等について(ガイドライン)」の改定に伴い、本年度より年俸制適用職員及び年俸制以外の任期付職員を対国家公務員指数算定上の比較対象に加えたことにより、昨年公表の同指数とは連続しない。昨年公表した同指数と同一ベース(表中カッコ内)では、事務・技術職員は128.9(17年度)→128.0(18年度)、研究職員は137.0(17年度)→137.5(18年度)となる。

- ・ 給与水準が高い理由として法人が考える事項としては、おおむね次のような理由が挙げられている。
 - ① 同業種の民間機関(政策金融機関については民間金融機関等)等における給与水準の実情を勘案の上、給与水準を決定する必要がある。
 - ② 事務所が大都市にあり、民間賃金が高い地域に在職する職員に支払われる手当の額が多い。
 - ③ 業務の特性から、高度な専門知識を有する人材を必要としており、国家公務員と比較し高い学歴の職員が多く、それに応じて給与が高くなっている。

3. 人件費の状況

	平成17年度	平成18年度	構成比	対前年度差
	(億円)	(億円)		
給与、報酬等支給総額	2,070	2,038	66.9%	△ 32
退職手当支給額	223	247	8.1%	24
非常勤役職員等給与	322	303	9.9%	△ 19
福利厚生費	470	459	15.1%	△ 11
最広義人件費	3,084	3,047	100%	△ 37

出典：「行政改革推進本部事務局ホームページ」

特殊法人等の役職員の給与等の水準(平成18年度)

行政改革推進本部事務局は、特殊法人等(20 法人)の役職員の給与水準等について、各法人及び主務大臣の公表結果(平成18年度分)を取りまとめました。

特殊法人等については、総人件費改革の一環として、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、国家公務員に準じて平成18年度以降5年間で5%以上の人員の純減又は人件費の削減を基本とする取組を行うこととされているとともに、法人の透明性を一層高める観点から、各法人及び主務大臣はその給与水準について国家公務員との比較を公表することとされており、

本年は7月2日までに、各法人及び主務大臣において、平成18年度分の役職員の給与等の水準を公表しております。

(参考)

- 特殊法人等は、業務全般に係る主務大臣の監督の下適切な運営を確保する制度となっているが、その役職員の具体的な給与水準等については労使交渉を経て各法人において決定される仕組みとなっている。
- これまで、特殊法人等の役職員の給与等については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定)に基づき、役員の退職金について、国家公務員と同等程度となるよう支給率の見直しが行われるとともに、人事院勧告を受けて毎年閣議決定される政府としての取扱方針(「公務員の給与改定に関する取扱いについて」)に基づき、法人の役職員の給与改定に当たって、国家公務員の例に準じて措置されるよう対処する扱いがなされている。

1. 常勤役員の報酬の支給状況(平均)(資料1参照)

- 法人の長が1.8%減少しているのは、就退任の影響や給与の引き下げ等によるものである。
- 理事、監事の報酬については、前年度とほぼ同水準となっている。

	平成17年度 (千円)	平成18年度 (千円)	対前年度差 (千円)	対前年度比 (%)
法人の長	22,764	22,347	△ 417	△ 1.8
理事	18,694	18,605	△ 89	△ 0.5
監事	14,864	14,948	84	0.6

2. 常勤役員の退職手当の支給状況(資料2参照)

- 業績勘案率(各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会が0.0から2.0の範囲で役員の業績に応じて決定する率^(注2))の決定によって退職手当支給額的全額が確定し、平成18年度中にその全額を支払い終えた役員は37人で、総額約3.6億円が支給された。
- 業績勘案率は、「1.0」から「1.5」までであった。

	退職役員数 (人)	支給総額 (千円)	平均在職期間	平均支給額 (千円)	業績勘案率
法人の長	2	51,498	6年2月	25,749	「1.0」、「1.5」
理事	30	280,659	3年6月	9,355	「1.0」～「1.5」
監事	5	26,575	2年9月	5,313	「1.0」～「1.5」

(注1) 退職手当の支給額については、各法人における役員報酬・退職金の支給基準や役員の在職期間に応じて異なる。

(注2) 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定)により、役員の退職手当の支給率に関する見直し措置が講じられ、平成16年1月以降の在職期間については、支給率がそれ以前より引き下げられていることに加え、業績勘案率を乗じて支給額を計算することとされている。

3. 職員の給与水準（資料3(1)～(2)参照）

- ・ 事務・技術職員の対国家公務員指数（法人基準年齢階層ラスパイレース指数）は、130.4であった。（前年度と同じベースでは128.0であり、0.9ポイントの減少となっている。）
- ・ 研究職員については、136.8であった。（前年度と同じベースでは137.5であり、0.5ポイントの増加となっている。）

	対象人数	年間平均給与	対国家公務員指数 ^(注1,2)		
	平成18年度 (人)	平成18年度 (千円)	平成17年度	平成18年度	対前年度差
事務・技術職員	18,830	8,184	128.9	130.4 (128.0)	— (△0.9)
研究職員	59	11,115	137.0	136.8 (137.5)	— (0.5)

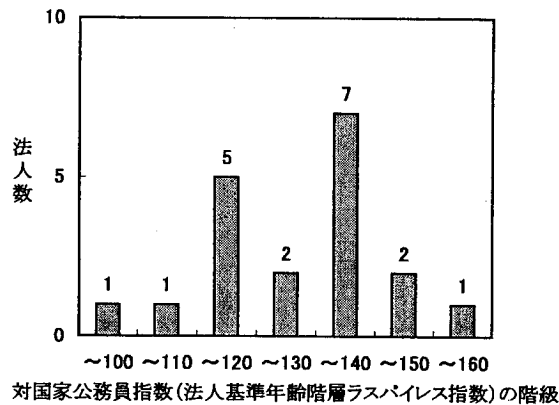
(注1) 「対国家公務員指数」は、法人と国家公務員の給与の比率を法人の年齢階層別人員構成をウェイトに用いて加重平均した指数（法人基準年齢階層ラスパイレース指数）であり、国家公務員の給与水準を100とした場合の法人の給与水準を表すものである。なお、規模の小さい法人にあっては、人事交流等による職員分布の変化によって、指数が大きく変動する場合があります。経年変化をみる上で留意することが必要である。

(注2) 対国家公務員指数については、「独立行政法人の役員報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」の改定に伴い、本年度より年俸制適用職員及び年俸制以外の任期付職員を対国家公務員指数算定上の比較対象に加えたことにより、昨年公表の同指数とは連続しない。昨年公表した同指数と同一ベース（表中カッコ内）では、事務・技術職員は128.9(17年度)→128.0(18年度)、研究職員は137.0(17年度)→137.5(18年度)となる。

(注3) 研究職員が在籍する法人は、総合研究開発機構及び日本中央競馬会である。

(注4) 指数の計算対象者には、途中採用者や賞与が減額される新規採用者等は含まれていない。

対国家公務員指数の階級別法人数（事務・技術職員）



（参考）給与水準が国家公務員に比べて高い理由として法人が挙げている主なもの

指数が110以上の法人については、給与水準が高い理由として法人が考える事項を公表することになっており、その内容を見ると、おおむね次のような理由が挙げられている。

- ① 同業種の民間機関（政策金融機関については民間金融機関等）等における給与水準の実情を勘案の上、給与水準を決定する必要がある。
- ② 事務所が大都市にあり、民間賃金が高い地域に在職する職員に支払われる手当の額が多い。
- ③ 業務の特性から、高度な専門知識を有する人材を必要としており、国家公務員と比較し高い学歴の職員が多く、それに応じて給与が高くなっている。

このうち、②及び③については、一部の法人において、職員の在職地域や学歴構成を反映させた指数を参考値として公表している。

4. 人件費の状況（資料4参照）

- ・平成18年度の特特殊法人等の人件費の状況は以下のとおりである。
- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づく人件費等削減の取組等により、「給与、報酬等支給総額」は32億円、「最広義人件費」は37億円の減少となった。

	平成17年度	平成18年度	構成比	対前年度差
	(億円)	(億円)		
給与、報酬等支給総額	2,070	2,038	66.9%	△ 32
退職手当支給額	223	247	8.1%	24
非常勤役員等給与	322	303	9.9%	△ 19
福利厚生費	470	459	15.1%	△ 11
最広義人件費	3,084	3,047	100%	△ 37

- (注1)「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。
- (注2)「退職手当支給額」とは、常勤役員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額である。
- (注3)「非常勤役員等給与」とは、非常勤役員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額である。
- (注4)「福利厚生費」とは、すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額である。
- (注5)「最広義人件費」とは、注1から注4における各人件費の合計額である。ただし、四捨五入の関係で合計は一致しない。

(参考)人件費等削減の取組について(資料5参照)

- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」において、各法人は、平成18年度以降5年間で5%以上の人員の純減又は人件費の削減を基本として取り組むこととされている。各法人は、人件費の削減と人員の純減のいずれかを選択し、取組中である。
- ・人件費の削減を図る法人は4法人であり、削減取組の初年度である平成18年度の進捗状況は、基準となる金額(平成17年度)から6億円(4.5%)の削減であった。
- ・人員の削減を図る法人は17法人であり、削減取組の初年度である平成18年度の進捗状況は、基準となる人数(平成17年度)から289人(1.2%)の削減であった。

1 人件費の削減を図る法人

法人数	基準となる金額	平成18年度実績	進捗状況(基準に対する増△減)	
	平成17年度		金額	増△減比
	(億円)	(億円)	(億円)	(%)
4	138	132	△ 6	△ 4.5

2 人員の削減を図る法人

法人数	基準となる人数	平成18年度実績	進捗状況(基準に対する増△減)	
	平成17年度		人数	増△減比
	(人)	(人)	(人)	(%)
17	23,559	23,270	△ 289	△ 1.2

(注)住宅金融公庫については、人件費の削減及び人員の純減の両方について取り組むこととしている。

資料1 役員の報酬

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)	
		法人の長	理事 (1人当たり)	監事 (1人当たり)	役員数 (人)	職員数 (人)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	20,600	16,417	—	5	223
	総合研究開発機構	—	16,380	14,589	3	21
金融庁	預金保険機構	23,144	17,247	—	5	373
	銀行等保有株式取得機構	—	—	—	0	7
総務省	公営企業金融公庫	23,145	17,357	15,735	5	80
財務省	国民生活金融公庫	23,206	17,868	14,946	8	4,588
	国際協力銀行	24,991	19,710	—	10	865
	日本政策投資銀行	24,565	19,443	15,240	13	1,352
	日本銀行	32,113	25,206	16,030	18	4,912
文部科学省	放送大学学園	19,695	16,968	13,915	6	322
農林水産省	農林漁業金融公庫	23,144	17,227	13,130	8	910
	日本中央競馬会	23,415	18,335	16,539	13	1,886
	地方競馬全国協会	15,428	12,689	11,476	5	123
	農水産業協同組合貯金保険機構	17,197	13,199	—	2	20
経済産業省	中小企業金融公庫	22,903	17,100	14,944	11	2,095
	商工組合中央金庫	24,098	19,068	15,418	11	4,320
	日本自転車振興会	22,937	17,104	14,363	8	213
	日本小型自動車振興会	17,309	14,889	13,933	2	35
国土交通省	住宅金融公庫	22,010	16,934	15,001	9	1,069
	(財)日本船舶振興会	—	16,874	15,746	8	75
全法人平均		22,347	18,605	14,948		

(注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成19年7月2日時点)を取りまとめたものである。

2 「年間報酬」には、諸手当を含む。

3 「理事」には、副理事長、理事長代理等を含む。(日本銀行においては、審議委員も含む。)

4 「役員数」は、平成18年度末の常勤役員数である。

5 「職員数」は、平成18年度末の常勤職員数である。

資料2 役員の退職手当の支給状況

(1) 法人の長

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
経済産業省	中小企業金融公庫	11,536	4	0	平成19年1月11日	1.5
国土交通省	住宅金融公庫	39,962	8	3	平成17年8月2日	1.0
法人の長計		51,498				

(2) 理事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	13,067	5	3	平成18年10月31日	1.4
	総合研究開発機構	14,141	6	0	平成19年3月31日	1.0
財務省	国民生活金融公庫	3,970	2	1	平成18年6月11日	1.5
		3,970	2	1	平成18年6月11日	1.5
	国際協力銀行	8,947	3	5	平成18年4月11日	1.5
		8,859	3	7	平成18年10月31日	1.5
	日本政策投資銀行	23,765	6	7	平成18年10月1日	1.5
		15,277	5	1	平成18年8月23日	1.5
	日本銀行	24,678	5	0	平成18年6月16日	業績評価対象外
		13,183	4	0	平成18年5月9日	1.5
		13,183	4	0	平成18年6月2日	1.5
		13,064	4	0	平成18年7月9日	1.5
農林水産省	農林漁業金融公庫	1,634	1	0	平成18年3月31日	1.2
		9,435	3	5	平成17年6月30日	1.5
		7,276	3	0	平成18年2月15日	1.5
		4,218	2	0	平成18年2月15日	1.5
	2,023	1	0	平成18年2月15日	1.5	
	地方競馬全国協会	7,802	4	0	平成18年3月31日	1.0
	農水産業協同組合貯金保険機構	7,872	4	3	平成18年10月31日	1.2
経済産業省	中小企業金融公庫	9,190	4	0	平成18年5月15日	1.5
	商工組合中央金庫	4,800	2	1	平成18年7月31日	1.5
		4,600	2	0	平成18年8月30日	1.5
		7,600	3	1	平成18年8月31日	1.5
	日本自転車振興会	14,376	5	0	平成18年3月31日	1.5
国土交通省	住宅金融公庫	9,914	4	0	平成18年3月31日	1.5
		4,569	2	2	平成17年8月1日	1.0
		7,406	3	3	平成17年6月30日	1.0
	(財)日本船舶振興会	1,022	0	9	平成18年3月31日	1.0
	9,033	4	8	平成18年3月31日	1.5	
理事計		280,659				

(3) 監事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
財務省	国民生活金融公庫	2,872	2	1	平成18年6月15日	1.2
	日本政策投資銀行	3,848	2	1	平成18年6月23日	1.5
農林水産省	農林漁業金融公庫	2,155	1	9	平成18年3月31日	1.0
	日本中央競馬会	4,261	2	0	平成17年9月15日	1.5
経済産業省	日本小型自動車振興会	13,439	6	0	平成19年1月5日	1.5
監事計		26,575				

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成19年7月2日時点)を取りまとめたものである。
 2 公表時点において、退職手当の全額が確定し、平成18年度中にその全額を支払い終えた者のみを記載している。
 3 「理事」には副理事長、理事長代理等を含む。(日本銀行においては、審議委員も含む。)
 4 「業績勘案率」とは、役員の退職手当の額を決定するに当たり、俸給月額に支給率を乗じた額に乗ずる率であり、各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定するものである。

資料3 職員の給与

(1) 事務・技術職員

主務省	法人名	対象人員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均年間給 与額(千円)	対国家公務員指数		
					平成17年度	平成18年度	対前年度差
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	183	40.8	8,350	134.4	134.2	△ 0.2
	総合研究開発機構	7	52.1	11,697	138.6	135.4	△ 3.2
金融庁	預金保険機構	164	46.1	9,254	123.9	124.6	0.7
	銀行等保有株式取得機構 ^(注3)	—	—	—	—	—	—
総務省	公営企業金融公庫	28	40.7	8,827	134.4	139.7	5.3
財務省	国民生活金融公庫	4,191	40.3	8,184	133.4	131.2	△ 2.2
	国際協力銀行	557	38.2	8,551	147.4	146.0	△ 1.4
	日本政策投資銀行	1,108	37.4	9,062	158.9	159.2	0.3
	日本銀行	3,708	40.1	7,955	111.9	127.9 (112.6)	^(注4) (0.7)
文部科学省	放送大学学園	137	44.8	7,551	111.5	107.5	△ 4.0
農林水産省	農林漁業金融公庫	770	40.8	8,411	135.4	132.8	△ 2.6
	日本中央競馬会	1,121	40.6	9,327	150.1	150.0	△ 0.1
	地方競馬全国協会	95	48.5	7,922	104.4	99.7	△ 4.7
	農水産業協同組合貯金保険機構	17	47.2	9,018	118.3	119.3	1.0
経済産業省	中小企業金融公庫	1,763	38.7	8,012	134.7	134.8	0.1
	商工組合中央金庫	3,830	42.1	7,776	118.5	117.6	△ 0.9
	日本自転車振興会	156	42.8	7,883	112.9	115.7	2.8
	日本小型自動車振興会	35	41.8	7,824	115.4	116.3	0.9
国土交通省	住宅金融公庫	886	40.0	8,231	135.0	131.6	△ 3.4
	(財)日本船舶振興会	74	39.9	7,435	114.4	119.1	4.7
全法人(19法人)		18,830	40.4	8,184	128.9	130.4 (128.0)	^(注5) (△0.9)

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成19年7月2日現在)を取りまとめたものである。
- 2 「対国家公務員指数」は、各法人の事務・技術職員の給与を、国家公務員(行政職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数(法人基準年齢階層ラスパイレズ指数)である。
- 3 銀行等保有株式取得機構については、職員が全員、会員銀行等からの出向者であり、出向契約に基づき、機構より定額を出身銀行へ支払う形態となっているため、「対国家公務員指数」は算出していない。(なお、出向者は7人、平均年齢41.8歳、平均年間給与額(機構支給分)4,286千円である。)
- 4 日本銀行については、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」の改定に伴い、本年度より年俸制適用職員及び年俸制以外の任期付職員を対国家公務員指数算定上の比較対象に加えたことにより、昨年公表の同指数とは連続しない。昨年公表した同指数と同一ベースでは、111.9(17年度:対象人員数3,176人、平均年齢38.6歳、平均年間給与額6,708千円)→112.6(18年度:対象人員数3,094人、平均年齢38.9歳、平均年間給与額6,756千円)となっている。
- 5 上記4に伴い、全体の対国家公務員指数についても、昨年公表した同指数と同一ベースでは、128.9(17年度:対象人数18,675人、平均年齢40.1歳、平均年間給与額8,057千円)→128.0(18年度:対象人数18,216人、平均年齢40.2歳、平均年間給与額7,988千円)となっている。

(2) 研究職員

主務省	法人名	対象人員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均年間給 与額(千円)	対国家公務員指数		
					平成17年度	平成18年度	対前年度差
内閣府	総合研究開発機構	11	44.9	10,288	103.1	114.0 (112.6)	(注3) (9.5)
農林水産省	日本中央競馬会	48	41.3	11,304	142.2	142.7	0.5
全法人(2法人)		59	42.0	11,115	137.0	136.8 (137.5)	(注4) (0.5)

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成19年7月2日現在)を取りまとめたものである。
- 2 「対国家公務員指数」は、各法人の研究職員の給与を、国家公務員(研究職)の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウェイトとして用いて算出した指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)である。
- 3 総合研究開発機構については、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」の改定に伴い、本年度より任期付職員を対国家公務員指数算定上の比較対象に加えたことにより、昨年公表の同指数とは連続しない。昨年公表した同指数と同一ベースでは、103.1(17年度:対象人員数6人、平均年齢48.0歳、平均年間給与額10,221千円)→112.6(18年度:対象人員数8人、平均年齢48.6歳、平均年間給与額11,397千円)となっている。
- 4 上記3に伴い、全体の対国家公務員指数についても、昨年公表した同指数と同一ベースでは、137.0(17年度:対象人数54人、平均年齢41.2歳、平均年間給与額10,974千円)→137.5(18年度:対象人数56人、平均年齢42.3歳、平均年間給与額11,317千円)となっている。

資料4 給与、報酬等支給総額

主務省	法人名	平成17年度 (千円)	平成18年度 (千円)	対前年度比較増△減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	1,985,884	1,938,464	△ 47,420	△ 2.4
	総合研究開発機構	354,660	291,949	△ 62,711	△ 17.7
金融庁	預金保険機構	3,289,611	3,078,647	△ 210,964	△ 6.5
	銀行等保有株式取得機構	30,000	30,000	0	0.0
総務省	公営企業金融公庫	765,988	774,711	8,723	1.1
財務省	国民生活金融公庫	40,023,018	39,378,408	△ 644,610	△ 1.6
	国際協力銀行	8,719,620	8,585,142	△ 134,478	△ 1.5
	日本政策投資銀行	13,045,387	12,804,389	△ 240,998	△ 1.8
	日本銀行	40,044,184	40,661,964	617,780	1.5
文部科学省	放送大学学園	2,954,060	2,885,276	△ 68,784	△ 2.3
農林水産省	農林漁業金融公庫	8,093,239	7,771,043	△ 322,196	△ 4.0
	日本中央競馬会	21,818,148	21,391,843	△ 426,305	△ 2.0
	地方競馬全国協会	1,121,327	1,006,809	△ 114,518	△ 10.2
	農水産業協同組合貯金保険機構	218,409	218,031	△ 378	△ 0.2
経済産業省	中小企業金融公庫	17,103,261	16,962,531	△ 140,730	△ 0.8
	商工組合中央金庫	35,359,448	34,567,293	△ 792,155	△ 2.2
	日本自転車振興会	1,650,218	1,629,156	△ 21,062	△ 1.3
	日本小型自動車振興会	376,238	356,130	△ 20,108	△ 5.3
国土交通省	住宅金融公庫	9,156,813	8,624,672	△ 532,141	△ 5.8
	(財)日本船舶振興会	844,451	849,605	5,154	0.6
計		206,953,964	203,806,063	△ 3,147,901	△ 1.5

(注)1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成19年7月2日現在)を取りまとめたものである。

2 「給与、報酬等支給総額」は、すべての常勤役員及び常勤職員に係る平成18年度に支給した報酬(給与)、賞与、その他の手当の合計額である。

3 「対前年度比較増△減」の「対前年度比」は、平成17年度と18年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。